

[別紙1]

鳥取県障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金の事務手続きについて

1. 事業実施計画書の提出 (別途募集要項で定める期限まで)

OHPIに掲載の募集要項に基づく募集期間内に、それぞれの申込先に提出してください。

2. 事業認定通知到着 (審査会の実施後)

3. 交付申請提出 (認定通知に記載の期限まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取り下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

5. 事業開始 ※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

6. 事業完了 ※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

7. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は翌年度の4月20日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※交付決定通知の発出時にあわせて支払時期等を記載した概算払通知を送りますので、
振込先の口座振込依頼書を送付ください。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部・ささえあい福祉局・障がい福祉課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7889 shougai Fukushi@pref.tottori.jp